

# 配偶者同行休業を 知っていますか？

## ～配偶者同行休業制度について～

外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするための休業制度で、  
有為な国家公務員の継続的な勤務を促進することを目的としています。



# 配偶者同行休業の取得から職務復帰まで

## 休業取得に向けて

休業の対象となる「配偶者が外国に滞在する事由」は、次のとおりです。

- 外国での勤務  
(出張、社命の留学等を含む)
- 事業の経営など個人が外国で行う職業上の活動  
(弁護士、医師、作曲家、画家、報道関係者等)
- 外国の大学等における修学  
(大学生、大学院生等)

\* いずれの事由も、6月以上にわたり継続することが見込まれるものである必要があります。

## 休業の請求

休業開始希望日の1月前までに、「配偶者同行休業請求書」(請求期間、配偶者が外国に滞在する事由等を記入)及び必要な証明書類等を任命権者に提出します。

\*請求期間：3年を超えない範囲内

## 任命権者の承認

任命権者は、

- ① 休業により公務の運営に支障がないと認めるときは、
- ② 職員の勤務成績や、その他の事情(職務復帰後の継続勤務の意思等)を考慮した上で、承認の可否を決定します。

## 職務復帰

休業期間が満了したとき、休業の承認が失効し、又は取り消されたときは、職務に復帰します。

### 〈休業が取り消される場合〉

- 配偶者と生活を共にしなくなった。
- 配偶者が外国に滞在しなくなった。
- 「配偶者が外国に滞在する事由」が上記の事由に該当しないこととなった。
- 配偶者同行休業をしている職員が産前・産後休暇又は育児休業を取得することとなった。

## 休業期間中

- 円滑な職務復帰の観点から、必要な能力の維持向上に努めることが望まれます。また、生活の状況等の報告を含め、定期的に人事担当者との連絡を取るようにしましょう。
- 配偶者と生活を共にしなくなった場合、妊娠した場合(産前・産後休暇を取得しようとする場合)、育児休業を取得しようとする場合等、生活の状況等に変化が生じた場合は、人事担当者に早めに届出・連絡をしましょう。

\*休業期間中は、給与は支給されません。

\*国家公務員共済組合法の適用があります。

(掛金を支払う必要があります。)



# もっと教えて！配偶者同行休業

## Q1 休業期間を延長することはできますか？

A1 原則として1回延長を請求することができます。ただし、延長前の休業期間と延長後の休業期間をあわせて3年以内でなければなりません。延長開始希望日の1月前までに配偶者同行休業請求書を提出してください。

## Q2 配偶者の赴任と同時に休業を開始する必要がありますか？

A2 休業の開始は、配偶者が外国に滞在する事由が生じている期間内であればよく、配偶者の赴任と同時に休業を開始しなくても差し支えありません。

また、最小限の期間であれば、転居の手続や国内の移動のために必要な期間を配偶者同行休業の期間に含めても差し支えありません。

## Q3 休業期間中にアルバイトをすることはできますか？

A3 所轄庁の長の許可を受けて兼業（アルバイト）することが可能です。ただし、兼業のため、職員がその配偶者と生活を共にしていないと認められることとなるおそれがあるなど、配偶者同行休業の趣旨及び目的に反するおそれがある場合はできません。また、アルバイト先から得る報酬の額が、生活費等のため必要と考えられる範囲を超えることはできません。

人事院のHPもご覧ください。

<http://www.jinji.go.jp>

## 配偶者同行休業に関する問い合わせ先

人事院 職員福祉局 職員福祉課 ☎03-3581-5336

### 【人事院各地方事務局（所）】

北海道事務局第一課 ☎011-241-1249

東北事務局第一課 ☎022-221-2002

関東事務局第一課 ☎048-740-2005

中部事務局第一課 ☎052-961-6839

近畿事務局第一課 ☎06-4796-2181

中国事務局第一課 ☎082-228-1182

四国事務局第一課 ☎087-831-4869

九州事務局第一課 ☎092-431-7732

沖縄事務所総務課 ☎098-834-8400